

令和5年度 障害者等相談支援事業について

1 概要

障害者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する諸般の問題について、障害者・障害児及びその関係者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言、その他権利擁護のために必要な支援を行う。

【実施体制】

身体相談支援事業所（3箇所）

- (1) 相談支援事業
- (2) 身体障害者生活支援事業
- (3) ピアカウンセリング事業
- (4) 虐待防止センター

障害者相談支援推進センター（1箇所）

- (1) 基幹相談支援センター事業
- (2) 相談支援推進事業
- (3) 虐待防止センター

精神相談支援事業所（3箇所）

- (1) 相談支援事業
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 虐待防止センター

知的相談支援事業所（3箇所）

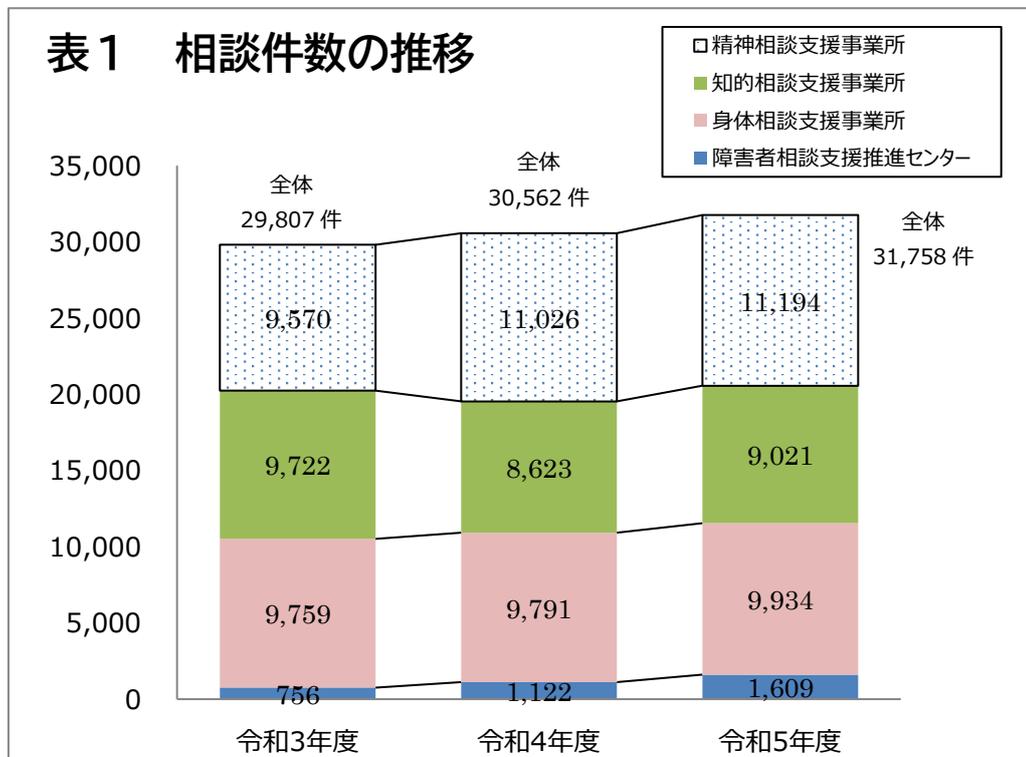
- (1) 相談支援事業
- (2) 障害児等療育支援事業
- (3) 虐待防止センター

重心相談支援事業所（1箇所）

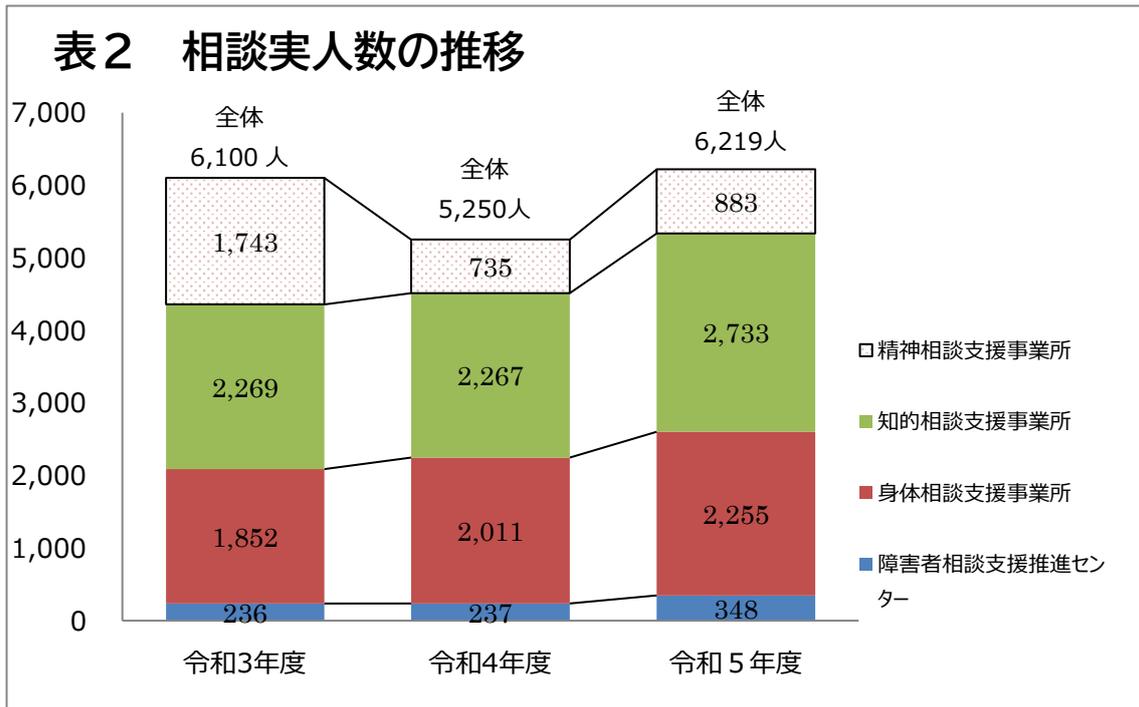
- (1) 相談支援事業
- (2) 障害児等療育事業
- (3) 虐待防止センター

2 相談支援の実績

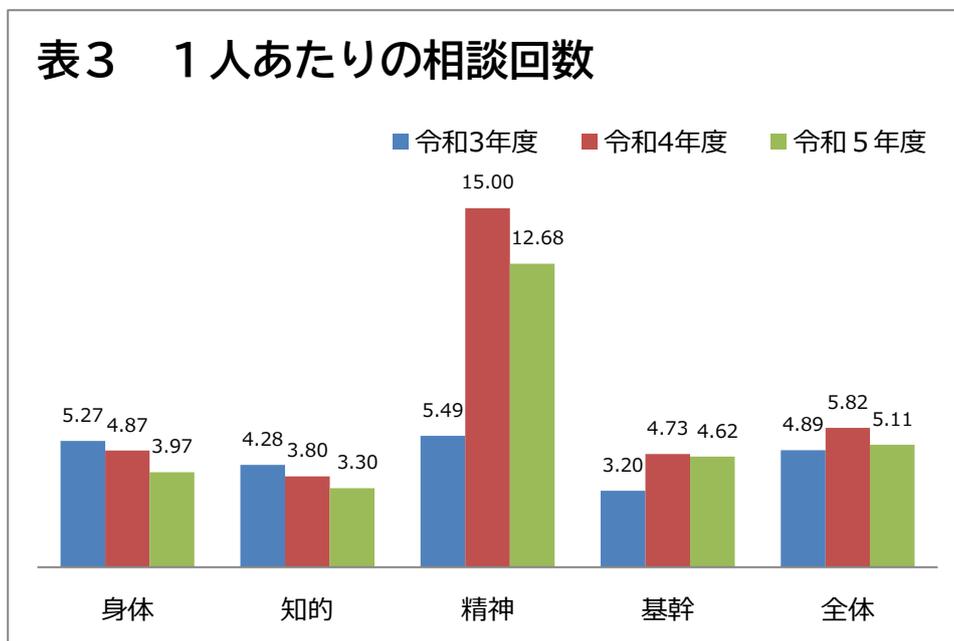
相談件数は31,758件となり、前年度から1,196件増加。



相談実人数は6,219人となり、前年度と比較して、全体で969人増加。

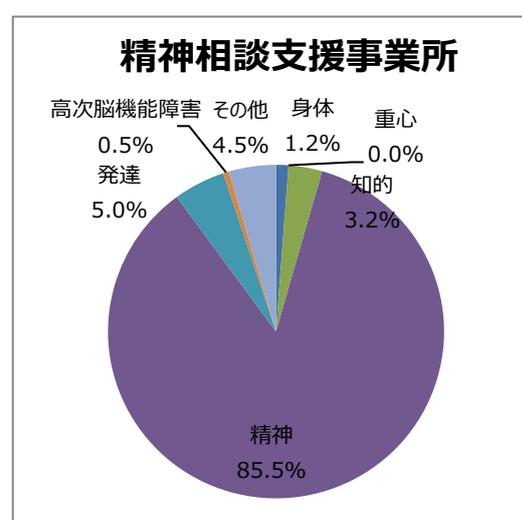
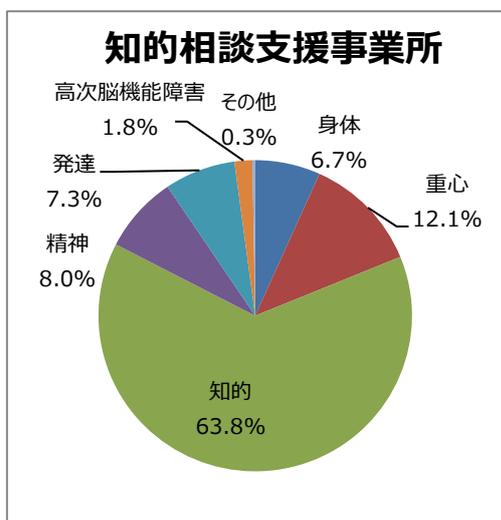
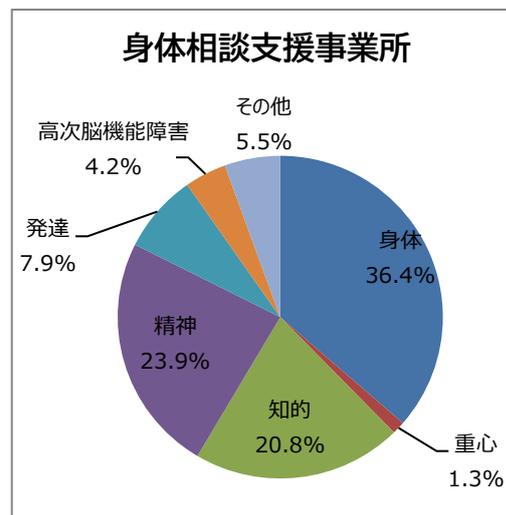
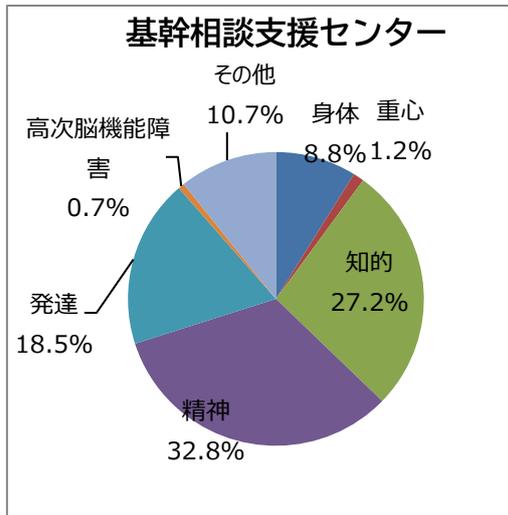


また、1人あたりの相談回数の全体平均は、前年度の5.82回から5.11回に減少。障害種別単位で確認した場合も、いずれも減少となっている。



各事業所とも基本的にはそれぞれ専門とする障がい種別の相談者を対応しているが、表4に示すとおり、特に身体相談支援事業では、身体障がい以外の相談者が63.6%を占めており、障がい種別を問わず、対応にあたっていることが分かる。

表4 相談者の障がい種別



各相談支援事業所の対応方法上位3つが表5のとおり。

身体・知的・精神相談のいずれも「電話相談」と「関係機関への連絡・案内」が主な対応方法となっている。一方で、基幹相談支援センターについては訪問による支援割合が増加している。

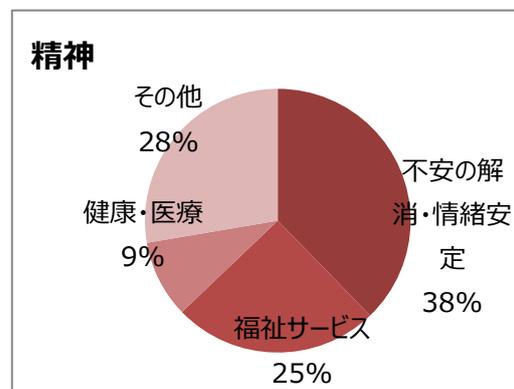
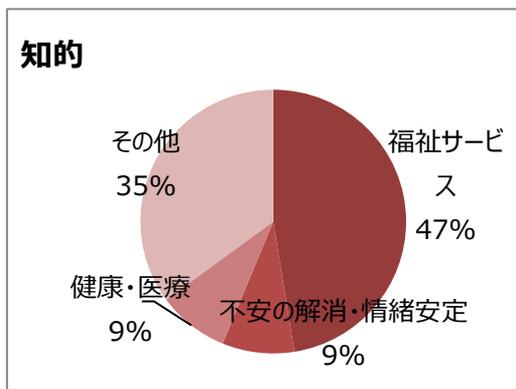
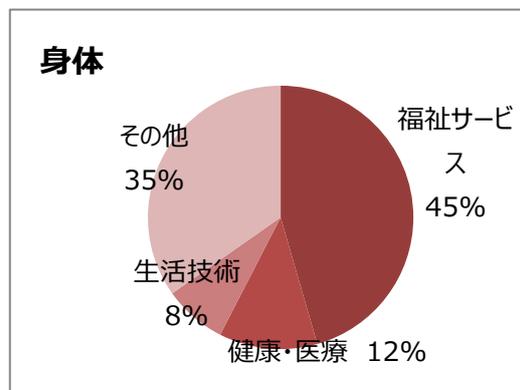
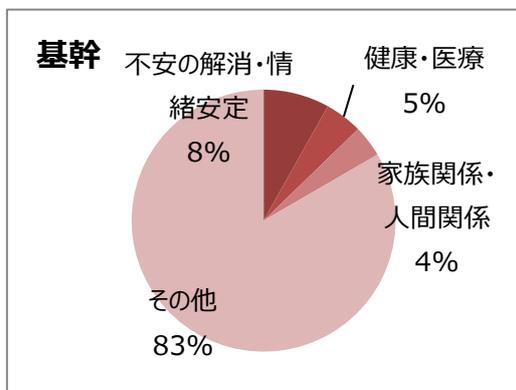
表5 相談支援の対応方法

身体相談支援事業所			知的相談支援事業所		
①	電話相談	47.2%	①	関係機関への連絡・案内	45.1%
②	関係機関への連絡・案内	22.4%	②	電話相談	29.7%
③	電子メール	10.5%	③	訪問	8.3%
精神相談支援事業所			基幹相談支援センター		
①	電話相談	56.2%	①	電話相談	50.9%
②	関係機関への連絡・案内	31.3%	②	訪問	22.1%
③	来所相談	7.0%	③	個別支援会議	9.4%

相談支援事業所別の主な相談内容が表6のとおり。

身体・知的・精神の事業所ともに「福祉サービス」が上位にあり、身体・知的相談支援事業所では45%以上を占めている。

表6 主な相談内容



3 相談支援事業全般についての各事業所で分析・課題等（報告書より抜粋）

傾向1 困難事例について

・昨年度から引き続き10代、20代の若年層の知的障害の方の相談が増加している。愛着障害によって学校生活や家庭環境などで問題行動が現れ、不適切な対応により問題行動が強化されてしまうケースが多い。暴言、暴力によって障害福祉サービス等の利用が拒否されるケースや昼夜逆転などによる不登校が原因で進学できず、地域の困難ケースとなってしまいうものもみられる。上記のようなケースは関係機関や行政機関から相談の依頼があり介入することが増えている。

・相談支援において、「虐待対応」と「困難ケース対応」が主な業務となっている。内容としては、「若年層の困難ケース」や「家庭での生活が困難であるが入所施設等の福祉サービスでの対応も困難なケース」などが挙げられる。

・単一障害の方が1つの問題で困っているケースは多くなく、重複障害のある方の相談や、8050問題、複数の障害者がいる家族からの相談、1人で多くの悩みを抱えている方の相談等、複数の問題が絡み合っているといったケースも多々ありました。

・困難案件については障害をもった多子家族や触法に関するものが多く、基幹相談支援センターや特定相談からの介入要請が主となる。担当者会議の開催については、複合的な課題が多いため、招集される関係機関も幅広く、重層的相談支援体制に基づく会議となっている。慢性的な人材不足、課題の複雑化や困難さが顕著であるため、終わりの見えない支援になりつつある。

・傾向として、基幹相談支援センターや地域包括支援センターからの新規依頼が増えており、支援拒否や障害未確定のケース等、医療・介護・福祉の各方面の関係機関が同時に協働しての支援を必要とする困難ケースが増加している。

・相談傾向の複雑化（8050、ひきこもり、依存症など）により、家族単位での支援が必要なケースが増加している。

傾向2 関係機関との連携について

・地域包括支援センター、児童相談所、暮らししごと相談支援センターからの介入依頼があり、相談を継続しているケースが多い。

・清水区連絡調整会議において、障害者総合支援法に基づく福祉サービスでない就労支援に関する機関をお招きし、各機関の説明、ケースを使つての支援方法の確認を行ったため、今後の支援に対して連携のしやすさが大いに進んだと思います。

・重層的支援体制整備事業が始まることを念頭に、他分野との連携を活発に行つた。ケースの共有はもとより、地域包括との勉強会や研修会、特別支援学校での周知活動・講師活動などに取り組んだ。

・重症心身障害児者を支えてくれている関係機関等との連携体制はよく取れている。今後は、各関係機関が感じている、重症心身障害児者の課題を聞き取ることで、連携して地域資源の開発につなげたい。

・園から学校への切り替え時に、学校への引継ぎがスムーズにできず就学移行で混乱を招くケースが散見されるが、就学前に委託相談が介入することで、保健福祉センターや教育機関との連携を通して、就学以降も定期的に支援会議を開催し、円滑に情報共有や支援体制を検討することができた。